

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合格約

平成27年 3 月 26 日

静自行第586号

改正 平成30年 3 月 26 日 地市第935号（平成30年 3 月 28 日 告示第 3 号）

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、伊豆市及び伊豆の国市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、伊豆市佐野地内へ設置する一般廃棄物処理施設に関する次の事務を行うものとする。

- (1) 設置に関すること。
- (2) 管理運営に関すること。
- (3) 伊豆市佐野区への地域振興に関すること。

（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、伊豆市八幡500番地の 1 伊豆市役所中伊豆支所内に置く。

（組合の議会の組織）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8 人とし、関係市の定数はそれぞれ 4 人とする。

（組合議員の選挙）

第 6 条 組合議員は、関係市の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

- 2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員を選出した関係市の議会において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
- 3 選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて関係市の長に通知しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の選挙が終わったときは、関係市の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

（組合議員の任期）

第 7 条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期とする。

2 前条第2項の規定により選出された補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合議員が、関係市の議会の議員でなくなったときは、同時に組合議員の職を失う。

(組合の執行機関の組織)

第8条 組合に管理者、副管理者、会計管理者各1人及び監査委員2人を置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、その定数は条例で定める。

(組合の執行機関の選任)

第9条 管理者及び副管理者は、関係市の長の互選による。

2 会計管理者は、伊豆市会計管理者をもって充てる。

3 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

4 前条第2項の職員は、管理者が任免する。

(組合の執行機関の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、3年とする。ただし、管理者及び副管理者が当該関係市の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

2 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期によるものとする。

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、関係市の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の関係市の負担金の負担割合は、次のとおりとする。

(1) 均等割 50パーセント

(2) 計画ごみ量割 50パーセント

3 前項の計画ごみ量割の基準は、施設整備基本計画に定める計画処理量を算定した際の関係市の計画ごみ量に応じた割合とする。ただし、当該計画が策定されるまでの間は、直近の関係市のごみ処理実績量に応じた割合とする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び事務の執行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第3号)

(施行期日)

- 1 この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。ただし、この規約による変更後の伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合理約（以下「新規約」という。）第3条第2号に規定する事務は、新規約第3条第1号の規定により設置する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置の日から施行する。

(準備行為)

- 2 処理施設の設置の日までの間は、新規約第3条第2号に規定する事務の準備行為を行うものとする。